

第47回議会運営委員会記録

令和2年11月11日

【開催日】 令和2年11月11日（水）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時30分～午前11時47分

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	伊 場 勇
委員	河 野 朋 子	委員	高 松 秀 樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小 野 泰	副議長	矢 田 松 夫
議員	岡 山 明	議員	水 津 治
議員	藤 岡 修 美	議員	宮 本 政 志
議員	山 田 伸 幸		

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局長	尾 山 邦 彦	事務局次長	石 田 隆
庶務調査係書記	光 永 直 樹	議事係長	中 村 潤之介
議事係書記	原 田 尚 枝		

【付議事項】

- 1 山陽小野田市議会基本条例の検証について
- 2 12月定例会日程案について・・・資料1
- 3 その他

午前9時30分 開会

長谷川知司委員長 おはようございます。ただいまから、第47回議会運営委員会を開催します。本日の付議事項はお手元の資料に書いてあるとおり

です。では最初に1として、議会基本条例の検証を進めたいと思います。前回までで第16条まで終わっておりますが、それについて皆様のほうで何か改めて意見とかありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、続きを進めていきたいと思います。第4章、委員会における基本原則について。副委員長お願いします。

伊場勇副委員長 第17条、委員会の運営。「委員会は、議案等の審査のみならず、様々な市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、その所管に関する事務の調査を機動的に実施するとともに、委員会の専門性と特性を生かし、その機能を十分発揮するよう運営します。」。この条文に対して、ある程度達成したという方からの意見として、①議案審議、所管事務調査において、適正な議案審査を行うためにも、議員力が問われる。②委員会により差異がある。③現状、できる範囲においては委員会としての機能は十分発揮しているが、構成委員が全てオールマイティではない。また、まだ不十分であると評価した方からの意見として、①課題山積しているものの機動的・継続的になされていない。②市民団体の方が情報を多く所有し、積極的な意見を表明するなど、委員会が後手に回る例がある。③委員会によって差があるように思う。以上です。

長谷川知司委員長 12名の方がBとされていますが、皆様方、各所属委員会は違いますので、それぞれ感じ方も違うと思いますが、自分の担当されている委員会でいいですので、意見があれば言っていただければと思います。17条のところにあります「委員会の専門性と特性」ってありますね。これ、皆さんは十分活用されているとは思いますが、ここの活用がどうなのかということも、BあるいはCに入っていると思います。一応、Bのある程度達成したということによろしいですか。

宮本政志議員 まず、条文自体は別に問題も感じませんし、委員会運営そのものにも別段そんなに大きな課題は感じていません。意見陳述欄は、あくまで個々の議員というか委員のことが主なので、またちょっと条例とは

離れていくと思います。条例は問題ないと思います。

伊場勇副委員長 所管事務調査については、タイムリーなものも出てきたところは、迅速に適用できているんじゃないのかなど。積極的に行われているように感じております。

長谷川知司委員長 逐条解説には、所管事務の調査を行うということも書いてあります。それもされているという答弁ではあります。じゃあ、次行っているいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、18条に行きます。

伊場勇副委員長 第18条、審議における論点情報の形成。「委員会は、提案される重要な政策、施策、計画等（以下「政策等」といいます。）について、議会審議における論点に係る情報を形成し、議論の水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、提案者に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めます。」。(1) 政策等の提案に至った経緯、理由及び期待される効果。(2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討。(3) 提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容。(4) 総合計画との整合性。(5) 関係法令及び条例等。(6) 財源措置及び将来にわたるコスト計算。この条文に対して、ある程度達成したという方からの意見として、①審議事項により差異がある。②質疑の流れにより、多方面から審査をしているが、改めて個別に問われると疑問である。また、まだ不十分であると評価した方からの意見として、①執行部側からの資料提出において、論点情報が乏しい。②現在、議案提案時に上記の項目すべてについての明確な説明を求めている。③議員側に質疑するほどの論点資料を持ち得ていないので、議論が軟弱（低調）である。④部署によって差がある。委員会で審査し追加の資料提出を求めることが少ない。以上です。

長谷川知司委員長 今、読み上げましたけど、BとCが10名と11名です。これをどのように判断するかということもありますが、何か皆様から意

見があれば。

水津治議員 (3)の提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容というのは、具体的にはどういったことを市民参加の実施の有無というのは言っているんですか。執行部が、その議案に対して提案する際に、こういった市民の意見があったということであろうと思うんですが、アンケートといったものを実施したかどうかということになるのがちょっとよく分からないところあるんですが。

長谷川知司委員長 具体的にどういうことかということですかね。これについて、事務局から何かありますか。

石田議会事務局次長 この市民参加というのは、考え方としては、いろんな政策を行う上で、先ほど言われましたように、アンケートとかパブリックコメントもあろうかと思えますし、住民説明会とか、いろいろそういったものを実施したかどうかということの内容だと認識しております。

長谷川知司委員長 私が感じるのは、やはり資料が不足したときに、執行部に的確に資料を求めるということが、なかなかちょっと今できていないかなとはちょっと感じておりますね。

宮本政志議員 これは、事務局になるのかな。そうすると、3行目に「提案者に対し」ってありますよね、(1)から(6)に関わる。解説の最初に、「市長等」って「等」が使われていますけど、これは市長以外で行くと教育長とか水道局長とか、そういう意味合いで受け止めていいんですか。多分そうなんでしょうけど。それで、それ以外に想定されれば、ちょっと教えてください。

長谷川知司委員長 委員会についてですから、市長が出ていない場合もありますが。事務局どうぞ。

石田議会事務局次長 条例案そのものは市長が提案されます。実際、教育委員会であるとか水道局であるとか、そういった部署もありますので、そういった意味も含まれていると認識しております。実際に説明されるのは部長であったり課長であったりするかと思えます。

宮本政志議員 そういう現実的な話をしているんじゃないしに、提案者って書いてあるわけでしょ。提案者に対して(1)から(6)で、解説には市長等が提案する政策等ですから、提案者イコール市長等、だからその「等」というのは教育長と水道局長以外に、事務局が言うのからすると、担当の説明する部長や課長も提案者に入るんかってなってくると、ちょっとこの条文に、いろいろ質問が出てくるんで、その辺りをお聞きしています。

尾山議会事務局長 市長に並ぶそれぞれの行政機関の長ということです。水道は水道管理者ですし、監査だったら監査委員、代表監査委員であったり、議会では議長であったりというようなことです。

宮本政志議員 そうですね。今、今の局長の答弁を聞くと、別段この条例に違和感はないです。

長谷川知司委員長 条例そのものに違和感がないということで、皆さんそう思われたときに、じゃあ、なぜCが多いのかということをもっと今後考えていかないといけないと思います。

河野朋子委員 これは提案される重要な政策に限っての論点情報の形成というところで、特に合併特例債を使っての大きな事業が立て続けに起きたときには、そういった議案に対しての今のこの6点の論点形成とかいうところはすごく重要になってきたんですけども、もちろん個々の小さな議案に対してもきちんと見ていかなくちゃいけないところはあったと思います。ですが、特にそういった、市の大きな政策を決めるときに本当に

市民の声が届いているのかといったことをきちんと議会がチェックして、最終的に議案を可決するかどうか判断すべき論点をこういうふうに挙げたわけです。今振り返ってみたら、作ったときにはそういうことの重要性をかなり議論して、こういうふうに細かく挙げたんですけど、最近、顧みると、議員側がこういったことに対しての意識がかなり希薄になっているというのもあるって、その辺がCとかになったのかなと。執行部の側としては、実施計画書とかいった予算提案時のときの書類に、一応そういうことを書き込む欄があるにはありますが、こういった視点で本当に実施計画書といったもの、評価書にしても、作成しているのかどうかということをも改めて考えたときに、その辺の視点も、もしかしたら再確認が必要じゃないかと。今この6点を改めて見て、議員側もそうですけど執行部側——提案者側もこういったことをきちんと説明するということが分かった上で、議案の提案をされているかどうかというのを改めて、作ってもう何年もたったんですけど、そういったことの再確認が必要じゃないかなと思いました。かなりCが多いというのでも納得もできるし、そうかなという現実もあります。作った当初はすごくそういった声が多かったし、市民に対してそういうことの説明ができるようになっていような視点で、かなり論点を挙げたような記憶があるんですけど、実際今はほとんど議員のメンバーも替わって、何でこれが挙がっているんかというような質問が出たところは、やはりその辺の共通認識もまだできていないなと検証の中で感じました。

山田伸幸議員　これは、最初の予算提案時のことが大体想定されて作られた内容なんですよ。先日、私たちは決算でもやったんですけど、決算においてこのことがきちんと反映されておったかというのを検証せんにやないけんのですが、それについては、残念ながら全て承認という形になったんです。以前だったら、議会から来年度の予算に向けた提案等を行ったり附帯決議等で注文を付けたりとかしていたんですけど、残念ながらそれが最近ないんですよ。やっぱり、こういった観点でしっかりと議論ができていないというのが、問題点の指摘になりますけれど、ある

というのは事実ではないかなと思っています。

宮本政志議員 ということは河野委員と山田議員は、この条例のこの条文を見直したほうがいいということですか。それとも、これはこのままでってことですか。

山田伸幸議員 要するに、今言われたことは、議員が、こういった観点が弱かった、しかも、それは次の年の予算にも反映させていかなくちゃいけないのに、なかなかそういうことができていないということが指摘されているということです。

宮本政志議員 そうすると、事務局か河野委員か山田議員かちょっと分かりませんが、ちょっと教えてほしいのが、これ論点情報が乏しいとか論点資料を持ち得ていないのでって書いてあるのは、これは議員がそういった論点資料をきちんと収集していないんじゃないんかっていう視線なんでしょうか。それとも執行部がきちっとした資料を出していないんじゃないか。これ、どう受け止めればいいんでしょうか。

山田伸幸議員 早い話が、執行部と議会というのは立場が違うんですよ。執行部はできるだけ出したもので審議してもらいたいんですよ。議員は、より深めたいという意識があれば、事前に提案されているものをしっかり読み込んで、実際にどういったものかを調べた上で臨めば、こういう資料が要るじゃないかと事前に分かるんですね。事前にそういった観点で調査していれば、こういった資料が当然、その審査の前までに必要だと分かってくるんですよ。だから、それができていないということなんですよね。

河野朋子委員 どっちが問題なんかというような今の質問に対しては、私は両方って思います。まず、議員がこういった観点から一つそういう大きな政策のときに議論するという認識がそこまでどうなんですかというのを

この条例を見て改めて思いました。また、執行部側も、さっき言ったように、こういう論点で議会に説明をしなくちゃいけないという意識があって、ああいう計画書とか評価表とかを作っているのかなってちょっと疑問に思うようなこともなきにしもあらずです。だから、やはり両者に問題があるし、この条例をちゃんと本当に生きたものにするためには、これを基にみんながきちんと議論、Aになるように、やはり努力しなくちゃいけないと改めて感じました。作って安心していたらいけなかったなとちょっと自戒を込めて発言しました。

山田伸幸議員 私は総務文教常任委員会に出ているんですけど、執行部側でも最初の審査のときに物すごく詳しい資料が出されていて、こっちが読み込むのも苦勞するぐらいの資料、議会が納得するような資料を最初から用意しておられたんですね。今、ほかの部署に異動されていますけど、ほかの部署に異動してからも、やはり同じ姿勢を持っておられて、やっぱり執行部にも、議会への説明責任をきちんと果たそうという努力しておられる職員もおられる一方で、正直なところ事務事業評価シートを作っておしまいになっている部署が多いなと感じているところです。やはり議会が最初からこういう姿勢で臨んでいれば、そういったことはない。だから、河野委員も言われましたけれども、議会が、よりそういう姿勢で臨めば、執行部はより詳しい資料を言われなくても出してくるんじゃないかなと思いますので、やっぱりこれは議会が引き締めて臨むことを求められている条文ではないかなと思っています。

岡山明議員 今回、議会としてコロナ対策特別委員会を作ったのは、どっちかというとなら執行部側より議会側のほうの対応が早かったんじゃないかと。執行部側がどっちかというとなら後手になったと。コロナ特別委員会のメンバーで、各地域の企業とかを呼んで話を聞いて、対策を打ったと。施策を市に打ち出した、コロナ対策という部分に関しましては、議会のほうが先行した部分はやっぱりちょっと見受けられるんじゃないかと思っています。ゴールデンウィーク中も、委員会が動いていた状況で、緊急事

態に対応した執行部側の遅れがちょっとあったんじゃないかなと思ったんです。緊急事態に対して、執行部側のそういう対応では議会が遅れるんじゃないかと思うんです。そういう部分で、もう少し、執行部側の対応というか、それは緊急事態に即応したような形が欲しいなと思ったんですが、その辺は皆さんどうですか。

長谷川知司委員長 今、岡山議員が言われたのは、執行部と議会の両方が頑張らにゃいけんけど、議会が頑張れば執行部も付いてくるんだということで、やっぱり議会の責任は大事だということだと思います。

伊場勇副委員長 論点情報の形成については、やはりまだ不十分であるんじゃないかと感じました。今後の対応としては、やはり委員会として論点形成にしっかり重点を置いた運営も必要ですし、この条文に沿った議案の提案を議会側から執行部にアプローチしていくのも今後必要ではないかと思います。

長谷川知司委員長 ほかにはいいですか。皆様の意見を聞いた中では、やはりまだまだ議員も頑張らにゃいけんということもありますので、ここはC、まだ不十分であるという判断でいいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃあ次、第5章、市民と共に行動する議会です。

伊場勇副委員長 第19条、市民懇談会の実施。「議会は、市民と議員が自由に意見や情報交換するために市民懇談会を実施します。」。第2項「市民懇談会に関することは、別に定めます。」。この条文に対して、達成したという方からの意見として、①市民懇談会の申請は、全て受け入れている。また、ある程度達成したという方からの意見として、①熟知した一部の市民団体を除けば、市民に懇談会の趣旨が行き届いていないので、議会側から開催を求めている。②議会から申し出て開催できるようにすべきである。また、まだ不十分であると評価した方からの意見として、①近年はテーマ、団体が固定化している。委員会側から市民団体に

実施を持ちかけられるようにしてはどうか。以上です。

長谷川知司委員長 これについてはAが13人、Bが8人、Cが1人です。私が言う前に、皆様から意見があれば。

河野朋子委員 議会から開催を持ち掛けられるようにしたらどうかという意見が出ていたので、当初作ったときのことを少し説明します。やはり、議会側からアクションを起こすということでは議会報告会というものを位置づけて、そちらは議会が開催を主導して行って、そこで市民といろいろな意見交換ももちろんするんだけど、市民懇談会については、もう市民から、要綱にある程度当てはまるようなもので、申入れがあればそれを受け入れますという、どちらかといえば市民が主導で、議会はそれを受け止めるという立場で、第5章には議会報告会と市民懇談会という大きな二つの柱があると思うんです。そういったことで作ったので、こちらからもできるようにしたらどうかという発想が出るのは分かるんですけど、作ったときは議会が主導になるものと市民が主導でやるものということで作ったんです。それが、何が問題でこういう意見が出てくるのかとかも少し議論して、市民懇談会のあるべき姿というか、だんだんそれが今ちょっと低迷しているんじゃないかとかいうようなこともあるので何が原因なのかとか、そういったことは議論すべきだと思います。

宮本政志議員 そうすると、この条例と別に定めます実施要綱というのは、もう議員になってから何度も目を通してはいるんですけど、別段問題があるようには感じないんですよね。その前提で、今河野委員は市民懇談会と議会報告会のことを言われましたけど、そうすると、市民懇談会に関することの解説の中の3行目にある「議会が出向きテーマに沿って意見や情報交換する市民懇談会」というのと議会報告会はどう解釈を分けて受け止めたらいいんですか。

河野朋子委員 定例会の後に、その議会であったことをテーマとして市民のと

ころに出掛けていって説明するというのが議会報告会である一方、市民懇談会はもう自由なテーマなので、市民から、このことについて話合いがしたいとか議会と意見交換したいという申入れがあれば、それを議会が受け入れるということです。テーマも自由ですし、市民からのそういう申入れなので、時期も全然決まっていないというような形で、多分違うものです。何が問題ですかね。

長谷川知司委員長 ちょっと待ってくださいね、ちょっと待ってください。今この市民懇談会そのものは別にいいんじゃないかなと思うんですけど、それプラス、議員からアタックしていくような形が要るんじゃないかというのを皆さん述べられているんじゃないかなと思うんですけど。

河野朋子委員 作った当時のことを説明しているんですけど、今この意見の中で、いやこっちから行ったほうがいいんじゃないかとか、こっちから仕掛けたらどうかというような意見が出ていたじゃないですか、アンケートの中に。それはなぜそういう意見が出てきているのかというのものもあるし、作ったときはこういう意図で作ったんだけど、何か問題があってそういう意見が出たのかもしれませんが、それも含めてみんなで議論したらどうですかということを私は言っただけで、作った当初はそういう意図で作ったんですということです。それから多分、要綱にあるのは、市民懇談会は市民からの要請があって出掛けていくとしか書いていないと思うんですよ。こちらからテーマを持って市民のところに出掛けていくような要綱になっていないと思うんです。それはそういう意図で最初作ったからですよということで、それを変える必要があれば、今ここで議論したりなど、それは今からの問題なんですね。ただ、それを説明しただけで、それを頭に入れて皆さんちょっと議論してくださいということをやったわけです。それがいいのか悪いのかは別ですよ。

石田議会事務局次長 今回の市民懇談会については、制定当初は市民からの申出によって市民懇談会を開催するという事になっておりましたが、4月

に要綱を改正しまして、議長が必要と判断したときは、市民懇談会を開催できるものとする改正しております。これは、広聴委員会でそのように決定されて、今は議長が必要と認めた場合に行えるようになっております。

長谷川知司委員長 ほかには事務局いいですか。定められたといっても、実績がまだちょっとないというか、検討はされていると思うんですけど、どこに行くか、まだ時期をいつにするかということが具体的にないと思います。

宮本政志議員 今日、この基本条例の委員会が終わったらちょっと委員長と副委員長に御提案と思ったんですが、先ほどの18条なんかは特に重要とっていて、今、市民懇談会のことが出ていますよね。この後、6章やったかな、報告会とか出てきますから、先ほど18条のときも河野委員と山田議員が言われたような議員全員にやっぱり関わるものは、例えばこの議運の今のこのメンバーだけじゃなくて、やはりこの間の研修もありましたけど、議員全員で何かの場で、それぞれでやっぱりテーマを絞って議論して、何か方向性をきっちり示さないといけんのじゃないかなと。先ほど18条なんかは、委員がきっちりこうでこうでと幾ら言ってもということがあるんで、ちょっとその辺り、委員長と副委員長への提案になりますけど、そういう場を設けていただきたいと思います。議論したいな、議員全員で。

長谷川知司委員長 ちょっとここで5分ほど休憩します。

午前10時2分 休憩

午前10時10分 再開

長谷川知司委員長 では、休憩を解きまして、委員会を再開します。先ほどの

第19条の中で、やはり皆様方から意見として頂いた中で、要するに市民懇談会は、市民が主導で今やっているんだと。逆に、それではなくて、議会側からも開催していったらどうかということがありましたが、これについては、要綱で協議していただくというか、実際要綱で変更されていると聞いておりますので、後日、要綱で確認しておいていただくということでもいいですか。

伊場勇副委員長 この条文については条例どおり実施されていると理解しています。なので、達成したということによろしいかと思えます。

長谷川知司委員長 達成したということで行こうとのことですか。

山田伸幸議員 問題は、懇談会はやったけれど、懇談会で得られた意見等について、どのようにフィードバックできているのかという点では、それは、懇談会を実施したらもうそれでいいと考えていくんでしょうか。

伊場勇副委員長 この市民懇談会の要綱の第9条で、懇談会終了後に、文書で報告書を議長に提出して、その後、市政に対しての要望、提言と思われるものについては、議長において取りまとめて市長に文書等で報告して対応を求めるというところまで、しっかり決まっているので、今の状況からすれば、十分なのかなと。それをするかしないかについては、また別の話になるのかなと思っています。

長谷川知司委員長 議長が必要に応じてそれを市長に提言するという事です。一応、19条はAということによろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）市民側から、参考意見としていろいろ聞きましたので、ここはまた、委員長と副委員長で話しまして、それで皆さんに報告したいと思えます。じゃあ次、第20条。

伊場勇副委員長 第20条、請願者及び陳情者の意見陳述。「議会は、請願及

び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければなりません。」。この条文に対して、達成したという方からの意見は、①積極的に取り組んでいるのでは。②請願、陳情については、提案者の願意を十分聴取できるよう、その機会を設けている。また、まだ不十分であると評価された方からは、①陳情は請願と異なり紹介議員が必要でない。どんな陳情でも意見を聴く機会を設けなければならない運用は改めるべきである。以上です。

長谷川知司委員長 陳情と請願の区別ということですね。それも書いてありますね、今。

山田伸幸議員 Cの意見はあるんですけど、今、要望書であっても同様にしておりますよね、確かね。要望事項であってもね。

長谷川知司委員長 市民からの要望は聞いていますからね。市外のものも聞いていない。

山田伸幸議員 遠くから全国一斉に送り付けたようなやつは、やっていないですけど、基本的に市民から寄せられた要望については、委員会等でお聞きするというのもやっていますので、これについては、Cのようには言われる必要はないんじゃないかなと思っています。

長谷川知司委員長 はい、ほかに意見ありますか。

藤岡修美議員 請願とか陳情とか言葉の響きというか、我々は慣れているからいいんですけど、一般市民の感覚では、何か昔の江戸時代のお上に対してお願いするみたいな感覚にちょっと感じます。だから、これは対象議長なんだろうけども、提案者の意見を聞く機会も、何か聞き置くみたいな感じで、これはマストなんですかね、その請願者の意見。例えば、

請願は紹介議員いますよね。うん。だから、気弱な請願者がおられた場合、紹介議員に託すとか、その辺が何となく言葉のニュアンスとして。その辺はどうなんですか、その辺りの議論はあったんですか。

山田伸幸議員 運用で、基本的に議会は市民の意見を聞いて、そういう具体的なもので議会がきちんと対応しなくちゃいけないと判断したものは全部できているんじゃないかなと思っています。請願については、これは憲法に基づく権利ということで、しかも議案になりますので、これは必ずやっていますし、条文はこのままでいいんじゃないかなと思います。

宮本政志議員 藤岡議員が言われたことで、機会を設けなければなりませんって、必ず来ていただいて意見を「ならない」って、これ強制ですよ。そのことで、それを強制するところこういう場に来て意見をなかなか述べるのが不得意な方もいらっしゃるんじゃないんですかということですか。そういう意味で言ったんですか。

藤岡修美議員 そういう意味です。マストなんかと、市民が来るのが。

高松秀樹委員 まず、藤岡議員が言われた陳情という言葉が古いですよということですけど、これはいわゆる陳情及びそれに類するものということで、陳情とか要望、申入れとか、言葉はなんでもいいですよ。議会に対して出されたものという意味合いです。次に、請願者が必ず来なければならぬかということ、必ずしもそうじゃないです。議会側は機会を設ける。それに対して請願者は来る、来ないは別ですけど、やっぱり採択を望むであればですね、やっぱり来てきちんと説明をするということをするのが一般的かなと思います。又は紹介議員だけの可能性もあると思うんですよ。紹介議員も、願意を達成するためには、要は結果のために来られるという意味合いですから、しかしながら、ちょっと議会に来るのはハードル高いよということであれば、来られて陳述する必要もないと思っています。その代わりに、真意が伝わらない場合はあるかもし

れませんよね。それによって不採択になる可能性もあるということなので、ここは請願の場合はやっぱり紹介議員と請願者がよく話し合って、どういう対応を取るのかということをするべきであって、議会はあくまでもこの件に対しては受け身であると思っています。

宮本政志議員 そうしたら、さっきの山田議員の意見とちょっと絡みますけど、県外からの陳情に関して、どういった陳情であろうと意見を聞く機会を設けなければなりませんという条例であれば、東京であろうと北海道であろうと陳情書が届いたら、どうぞ機会をとという意味じゃないよね。市民によるということで、もう必要ないですよ、機会を設けんでいいですよということで、矛盾はしないということですよ。

高松秀樹委員 この条文のとおり、実は、陳情にはいろんなのがあり、東京から来たりもしていますよね。郵送で送ってきたり、東京とかから。そういう陳情と市民から出てくる陳情を分けたということです。しかし、市民から出てきた陳情については、しっかり聞く機会を設けましょうという条文になっていると思っています。条文は請願者と請願と陳情のことを書いてあるんですけど、前回議運でもやって、実は議会アドバイザーの江藤先生が来られたときにこの話をして、そのときに委員長も河野委員もいらっしゃったんですけど、陳情の扱いの話をしたんです。陳情は、会議規則を見ると、「請願書の例により処理する」って書いてあるんです。つまり、請願書の例により処理するというのは、どこまでの処理でしょうかと江藤先生に質問しました。つまりそれは、請願と同じように本会議場で採択か不採択を出せるものは、そこまで行ったほうがいいんでしょうかという質問をしたんです。そうすると、江藤先生は「それはそうですね」という話だったんです。しかし、うちの市議会では陳情についてはそこまでやっていないんです。その部分、ちょっと僕は皆さんの意見を聞きたいなあと。最後まで、採択か不採択までやったほうがいいのか、それとも委員会で終了させたほうがいいのか。そこが結構大事なことになるんじゃないかなと思っています。

長谷川知司委員長 今、高松委員から提案がありましたけど、それについて。

宮本政志議員 でも、陳情が出てきたときは、議長がその陳情が請願に値するものじゃないかって判断した場合は、請願の例により処理するようになるんじゃないんですか。だから、その今の過程がちゃんとできているかできていないかってことで、条文に不都合が出ていないと思うんですけどね。陳情が出てきました。これは紹介議員がおらんけども、請願に値するような内容じゃないですか。じゃあ、請願の例に従って取扱いしましょうと議長から指示が出ればいいだけでしょ。出ていないだけで、別段、条例に問題がありますか。

山田伸幸議員 今、高松委員が言われたのは、陳情については、議会では請願と同じように議案として扱っていないんですよね。それについて今、高松委員が議論したほうがいいんじゃないかと言われたんですね。

宮本政志議員 僕が言いたいのは、陳情を全て請願と同じ取扱いせんにゃいけんんじゃないかという議論じゃなくて、陳情を請願の例によって取り扱うことができるわけでしょ。できんですか。

高松秀樹委員 そこは一定のルールを作ったほうがいいんじゃないんですかということなんですよ。だから、当選してから、陳情はいっぱい出ていますよね。本会議で審査しましたか。していないでしょ。過去の例に倣ってしていないんですよ。ずっとそういう運びをしてきたんですよ。でも、現状を見たり江藤先生にアドバイスを受けたるときに、やっぱり陳情も採択か不採択を出したほうがいいんじゃないんですかという意見があったんです。僕も今までそこまで思っていなかったんですけど、今例えば産建も総務も陳情でずっと所管事務調査をやっていますよね。一定の結論を出そうと思ってみんなやるわけですよ、委員会で。それやったら、もう採択か不採択できっちり結論出したほうがいいんじゃないの

かなという気もしておる。なぜかという、陳情、請願は同列に表記しているはずなんです。ただ、何が違うかという、紹介議員がおるかおらんかだけの違いなんです。分かりますか。恐らく宮本委員が言うのは、仮に市民からのとんでもない陳情が出たときにどうするんかと、本会議で。そういうことになったらおかしいんじゃないかという話になるのかもしれないですけどね。

宮本政志議員 そうじゃなくて、請願と陳情の差を僕はどう見るかってことを言っているんです。高松委員が言われるように、請願にしたいけども紹介議員が見付からん、あるいは断られて、だから陳情になった。ということはそこに差があるわけでしょ、今。その差を埋めて、請願であろうと陳情であろうと全て同じようにということは今言いつけてわけでしょ。別に、その陳情の内容がどうこうやから全て陳情を請願扱いにするのに反対って言っているわけじゃないんですよ。

高松秀樹委員 手続的に差はありますよね、紹介議員が要るか要らないか。しかし、うちの会議規則も自治法も含めて、恐らく審査上では差がないと解釈するのが普通なのかなと思っているんです。過去は思っていなかったんですけど、特に最近はその思い出して、それをどう運んだらいいのかなという気がします。今さっき、議長がうんぬんって言いましたけど、それは恐らく難しいですね。議長の裁量でそれをどうするかってのはなかなか難しい話になるので、ある程度手続を作っておく必要があるかなという気はしています。

山田伸幸議員 すいません、ちょっと事務局に伺いたいんですが、これまで、この条例が制定されて以降、陳情については採択したことはないと思うんですけど、本会議で議論していないことについて、この条例と反する内容になるのかどうか。その点での判断をちょっと聞きたいんですけど。同等に扱うといっても、同等に扱っていない。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 議会基本条例上は、特に何ら問題はないと思います。今は意見を聞く機会を設けていますから、特に不都合はないと思われま。会議規則上はそれに類するもの、請願と同等に取り扱うとなっておりますが、その請願と同等というのが、どういった取扱いかは詳しく書かれていないですし、類するものがあったかどうかというところもありますので、特に、正確に間違っているというようなことは言えないと思います。

高松秀樹委員 会議規則の145条よね。議長は、陳情書又はこれに類するもので、とあります。これに類するものってのは、頭が陳情書ってなっていないなくても、要望書であったり申入書であったり意見書であったりという意味なんです。その内容が請願に適合するものは、請願書の例によって処理するもの。問題はその内容が請願に適合するものってのは、どうということかということなんですよ。そこをどう見るかということになるんですけど、恐らく一般論としては、陳情で最終的に採択か不採択、イエスかノーが出せるものという意味合いの解釈だと思っています。要望書によってはそうじゃない要望も出ていますよね、過去。つまり、イエスかノーが出せないもの。それは、最終的に採択か不採択を出せないじゃないですか。でも、イエスかノーが出せるものについては、請願書の例により処理すると。つまり、最後の本会議場まで議案として持っていくというのが筋なのかなという気はしていますけれどもね。

宮本政志議員 そうなんですよ、145条の主語は「議長は」でしょ。だから、さっき私は「議長は」って言ったんです。議長はするものとする。だから、方法はどのようにしたらいいと思いますか。今の、陳情書又はこれに類するものといろいろ出てきました。内容が請願に適合するんじゃないと判断をする。それが先ほど議長は難しいって言われましたけど、条例では、議長はするものという書き方ですけど。それをどう判断していくんですか。

高松秀樹委員 一般論で言えば、市民が出された陳情それに類するものは全て請願書の例により処理をする。具体的に言えば、議長が恐らく議運に送付先を諮問してくるという運びになるんじゃないかなと思っています。

長谷川知司委員長 議会として意思を示す必要があるものは請願扱いすることなんですが、それを議長が判断するにはちょっと重いと。

山田伸幸議員 これまで、請願以外で議決したことというのは、例えば議会で意見書にまとめ直すというようなことが行われてきたと思うんですよ、若しくは附帯決議の形でやらざるを得んのかなと思うんですけどね。陳情そのものを議決というのは今まで例がないし、委員会から審査報告をされたこともないですし、委員会でそれが請願と同等と判断したこともないんですよ。だから、それは今後改めていくのかどうなのかということになると思いますね。

長谷川知司委員長 今の問題はすごく大事なことですので、ちょっとこの時間ではできないので、宿題として置いておいていいですかね。一応、宿題ということで、保留します。20条自体はできているということでもいいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）次、21条に行きましょう。

伊場勇副委員長 21条、公聴会及び参考人制度の活用。「議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的な識見等を議会の討議に反映させます。」。この条文に対して、ある程度達成したとした方からの意見として、①請願等の参考人招致にとどまっている。また、まだ不十分であると評価した方からの意見として、①請願審査だけでなく、議案審査においても参考人や公聴会制度を活用すべきである。②案件によっては、参考人制度を活用し意見陳述を求めているが、そんなケースは稀である。③公聴会が未開催。④公聴会制度が活用されていない。また、Dの取り組んでいないという評価をされた方からの意見として、①公聴会制度は

実施されていない。以上です。

長谷川知司委員長　ここも議員の皆さん、意見が分かれたところです。

宮本政志議員　事務局でもどなたでもいいんですけど、2行目の「識見等」の「等」の中に、前条の20条の請願と陳情が絡むのかなと。お聞きしたいのが、この「識見等」の「等」の中に請願と陳情で例えば出てきた具体的な意見とか情報というのが、当然それが含まれた上で20条の後に21条が来たのかなと思うんですけど、その辺り、事務局でも携わられた委員の方でもいいんですけど教えてください。

長谷川知司委員長　事務局、分かりますか。20条、21条、条立てから言えばそうなりますね。21条そのものは別に問題はないと思うんですね。

高松秀樹委員　公聴会制度って、公聴会を開いたことは恐らくないです。ないからよく分かんない部分があるんですけど、僕の認識は参考人制度が今しっかりしているので、公聴会って必要性を余り感じていないんです。そこら辺は、何か公聴会って手続が非常に面倒くさそうで、参考人制度で十分なような気がしているんで、そこはどうなんですか。意見にも公聴会を開いてないというのが入っているんですが、その質問をちょっと事務局にお聞きしたいです。

石田議会事務局次長　今の高松委員の御質問に私もちょうとうまく答えることができないんですが、参考人というのは、議会側が意見を参考にするということと呼びます。公聴会制度については、専門的な方、案件に対して賛成の考えを持たれているとか反対の考えを持たれているとか、そういった賛否両論の意見を聞くためのきちんとしたシステムということになります。参考人になると、公聴会の制度と比較すると、必ず賛成派あるいは反対派をそれぞれ呼ばないといけないという制約はないんですが、もし参考人制度を活用してするとすれば、それぞれの意見を持たれてい

る方を公平に議会で決めてお呼びするという事になるかと思ひます。ちよつとうまく言えないんですけども。

長谷川知司委員長 公聴会を開くにしたら、相当期間が要って、今の議会日程の中ではどうなんですかね。

山田伸幸議員 公聴会制度というのは、例えば議決の前に反対と賛成の双方に分かれたような内容のときに、双方が専門家を招いて、その議案に対して意見を述べてもらうと。その上で議決に臨むというのが公聴会なんです。ね。「参考人じゃなくて」と呼ぶ者あり）参考人じゃないんですよ。ただ、それを参考にするかどうかは議会のほうなんです。今、国では予算なんかのときには、必ずそれをやった上で採決に臨んでいますよね。やらなくて臨むときもあるんだけど。だから、私たちが議案の中身によって完全に意見が割れて、そういった専門家の意見を聞いてみようじゃないかというふうになかなかないんでね、そこが問題だと思います。本来なら、もっと積極的に活用して専門意見を市民の前で堂々と述べていただいて、その後に議決に向けていくというようなことが本来の筋であろうと思ひます。

岡山明議員 公聴会を開こうと思つたら、まず、議会の議決が要るんじゃないですかね、自治法か何かの絡みがあつて。まず、議会として公聴会を開くかどうかという議決が必要じゃないんですかね。だから、物すごい敷居が高いと思ひを持っているんだけど。とんでもない状況でそういう公聴会って開催になると思ひんですけど。

尾山議会事務局長 地方自治法第115条の2に、公聴会及び参考人という条文があります。便覧の207ページになります。これから全部、会議規則に落とし込んであつたり、基本条例に落とし込んであつたりしているんじゃないかと思ひます。もとは地方自治法にある部分だと思ひます。207ページの一番下、公聴会及び参考人、第115条の2です。

伊場勇副委員長 公聴会制度としては、議員から「この人来てください」ってわけじゃなくて、公示して来たい人に呼び掛けるわけですね。もちろん全員が公聴人になるわけではなくて、議会が選定しなきゃいけないみたいなんです。議員としてこの方を呼びたいじゃなくて、来たい人もちよっと意見をという募るやり方が公聴会制度なのかなあと考えてまして、その差があるのでうまいこと使い分けないといけないというところも、もちろんその手順がとても大変だということもありますけど、そこも含まれるんじゃないのかなと思います。

尾山議会事務局長 議決があればということで、都市計画課なんかは公聴会というのはもう告示をして広く参加を求めるような形でしております。これは違うんじゃないかなと思いますけど、そういう意味では。

長谷川知司委員長 期間的にはそんなに長くないということですね。

尾山議会事務局長 真に利害関係を有する人とか学識経験者とか、ある程度指名していくんかなと思います、議会側が。

長谷川知司委員長 条例そのものはこれでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）中身は宿題ですね。今言う公聴会と参考人制度をどう活用するかということは、今後の課題でまた話しましょう。これはどうしましょうか。A、B、C、Dとあります。（発言する者あり）一応、Cということでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）一応、Cで行きます。では、次に行きましょう。22条に行きましょうか。

伊場勇副委員長 第22条、附属機関の設置。「議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができます。」この条文に対して、取り組んでいないという方からの意見として、①現状附属機関を設けるには至って

いない。②附属機関が必要か。③当面の課題として、政務活動費や報酬について議論する場が保障されていない。

長谷川知司委員長 皆様の意見があれば。今まで設置された例はありますか。ないですね。ないのはイコールしてないじゃなくて、必要が生じなかったってこともあると思いますが。

宮本政志議員 条文は、これまた別段問題なくて、ただ、必要があると認めるためのこと、運営かな、この条例のね。これをしたかどうかのところちょっと加わるんで、条文自体は別段問題ないと思いますけどね。

高松秀樹委員 附属機関の設置を議会基本条例に入れ込んだんですけど、当時、委員会の中で、実は非常に先進的な条文なんですよ。この条文で当時、恐らく視察を何件か受けたんですよね。附属機関の設置の法定根拠はどこにあるかというところなんですよね。どこにも書いていないんですよ、実は。これを入れた当時の委員会の中では、いけないという文言が自治法にないから、最終的には入れたということなんです。附属機関を設置することによって、例えば報酬や定数について専門的知見を活用したいというのが当時あって、附属機関の設置を入れ込んだんです。でも、現実的にはなかなか、例えば議会側でここに書いてある政務活動費や報酬について議論する場を自ら作るってのはなかなかできない。附属機関はできない。だから、できていないってのが1点と、附属機関ってもともと執行部にあるものなんですよね。市長は独任制なので、多様な意見を求めるために附属機関、要は審議会とかも含めて設置して、市民の意見を吸収するという。でも、当時の意見としては、議会側からすると議員そのものは住民代表じゃないのか。それがわざわざ、また、市民の意見を聞くために附属機関を設置するってのはおかしいんじゃないかという意見が当時あったのはあったんです、議会基本条例の委員会の中で。それでも、当時入れたんですよ。入れたけど活用がないという背景を皆さん理解していただいて、この条文をどうするか決めていただければい

いのかなという気はします。

宮本政志議員 高松議員の説明で行くと、この条文が仮になくなら附属機関に依頼してどうこうってことはできなくなるということですか。別になくなってもできるということですか。

山田伸幸議員 もし、議会から依頼して何かを調査してもらおうということが生じた場合は、報酬という問題が出てくるんですよ、必ずね。そういったときに何かの規定がないと支払うことはできないわけですよ。

長谷川知司委員長 ちょっとトイレ休憩を取りましょう。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

長谷川知司委員長 では、休憩を解きまして委員会を再開します。先ほどの質問の続きでしたので山田議員からもう1回質問をお願いします。

山田伸幸議員 附属機関を設置することができるという規定なんですけど、これがなかった場合、何か不都合等が生じるかどうか。その点についてお答えください。

尾山議会事務局長 これは法律に定めがあるものではないということですから、どこにも根拠はないとは思いますが、市の附属機関というのは執行機関の附属機関であって、我々は議決機関ですから、執行機関ではないんですよ。執行機関がやろうとしていることについて議決する機関ですから、その議決機関に、また附属機関があるのかどうかというのが書いてないというのは、そういうことだろうと思うわけです。この執行機関の附属機関は公務員なんです。非常勤の特別職です。だからといって、

この条例により議会で定めたからそうなるかというのと、ちょっと「はてな」です。議決機関の執行機関があること自体が「はてな」と思いますので、その意味では、条例で定めなくても、設置要綱とかで定めて行うことはできると思いますけど、その場合には報酬という予算枠じゃなくて、8節報償費から払うようになるのかなとも思います。その辺り、あとは条例に根拠があるという格の高いものにしておくかどうかというところもあるとは思いますが。

高松秀樹委員 局長は、設置要綱でいいんじゃないかって話ですけど、結局、議会基本条例があって、今会規則があるんですよ。議会基本条例は上位なんですよ。そこにうたっていないのに設置要綱でうたうってのは、これはちょっと違うと。必ず議会基本条例にのっかって、その下に要綱ができてくるということからすると、ここにやっぱりあるというのが重要な意味があって、ここなくて設置要綱だけぽんと出すってのは、いかなものかなあという気はします。それと、議決機関って申されましたけど、議会はいわゆる議事機関であるはずで、議決だけじゃないんですね。そこも、僕としてはちょっと意見が違うなあという気はします。

山田伸幸議員 設置当初は主に報酬審議会が大体想定されとったわけですよ。議会でも報酬審を持つべきじゃないかというようなことであつたんですけど、その後問題になっていないんですよ、これがね。全部、市長側にお任せというのがあつたんですけど、ほかに想定されることが今のところないというのは、そこまで活動が基本条例の理想に追いついていないということではないかなと思います。

岡山明議員 例えば、報酬もある、もう一つ在り方の部分で議員定数とかそういう話もあつた中で、この附属機関の設置を入れたといういきさつもあるんですかね。その辺の状況はちょっと、附属機関の設置が最高の条例である基本条例に出ているということで、どういういきさつで、とさっきも言われましたし、その法的根拠はないけれど、何をもって附属機関

の設置を入れたかをお聞きしたいです。

長谷川知司委員長 これを作られた時期の状況では、やはりこれが大事ということで作られたと思うんですね。今後、執行部との対応もありますし、変わっていくかもしれませんが、せっかくこれを入れて作っておるんだから、あえて外す必要があるかどうかということなんですけど。

宮本政志議員 例えば外した場合に、条例になくなって設置要綱だけにあっても、市議会モニターは設置要綱にあるけど条例には具体的にうたっていないですよ。それは、どうなんですか。さっき高松委員が言われた、条例でなくなりましたが、でも、設置要綱はできましたって、これはおかしいことですか。つまり、条例にはないのに設置要綱を作りますよというのは。

尾山議会事務局長 私の意見としては、どちらであろうと問題は、これが存在することが是非の是としたときに、条例で定めても設置要綱で定めても大きな差はなく問題はないんだろうけど、ここにあることがこの条例が制定されたときの趣旨であれば、これを削除する必要もないのかなとは思いますが。ただ、どのような活用が今後もあるのかと言われたときに、実際のところ過去には設置されていない、したいけどできていないって苦しみもあってのことでしょうから、その辺りはまた今後その付いてまわるのかなとは思いますが、条例にあることによって。これをどう運用したらいいのかという悩みは引き続き残るのかなと思います。

藤岡修美議員 原則に戻るんですけど、第22条の解説に「政策提言するため、学識経験者等」とあるんですけど、先ほどから聞いた議員報酬とか議員定数とか、そうじゃないんじゃないかなという気がするんです。この辺りどうなんですか。

高松秀樹委員 まず議員定数、議員報酬も議会側が提案するときは政策提言な

んですよ。この議会基本条例の中に定数のことや報酬のことは議会側が提案することができるって書いてある。そのときに、専門的知見も活用しなさいと。その専門的知見を活用する場として附属機関を想定するというのが当時たしかあったような気がして、それで附属機関を設置すると。もちろん、やはり議会が附属機関を設置して、市長部局に報酬審があるのに、こちらも第2報酬審を作って、作ったらその結果を要は提案するんです、政策提案するんですよ。なかなかそこまではもちろん至らないですよ、今の状況では。だから今、活動が停止しているということですけど、いろんな意見を聞くと、いやいや、自分たちのことは自分で決めんやいけん、というのも一理ある。しかし、我々が決めるとお手盛りになるので、そうしたら、やっぱり市民及びそういう専門的知見、有識者を入れて、市長部局と同じようにやったらどうかということから附属機関を設置したということになっています。

山田伸幸議員 かつての、これを作る前ぐらいの報酬審での審議の中に、議員は無報酬でもいいんじゃないかといったことを言う委員もおられたんですよ。当時、私も今でも覚えています、25%カットが打ち出されてきて、将来の議会を案ずる声もあったわけですよ。そういったときに、こちら側の対抗策がなかった。それは何でかといったら、やっぱりそういった公的な議論する場がないということがあったんですよ。それが附属機関の設置につながっていったと覚えています。

藤岡修美議員 当時の状況は何となく見えてきたんですけど、ただ、この解説を読むと、「中長期的な視点から自治体の政策の在り方等を総合的に検討する」ってあるんで、そんな狭い範囲には読み取れないんですけども。

山田伸幸議員 それとあわせて、当時総合計画も議題になったんですね。総合計画を議員だけでなく、例えば都市計画だとかでは専門的知見をお持ちの方も、委員の中にはかつてそういう経験がある人もいらっしゃいましたけれど、当時はそういったものはありませんでしたので、そういった

ことも想定の中にあっただと思います。

藤岡修美議員 先日の江藤先生の講義で、議会も政策提言をとという話で、議員はそれなりの知識はあるんでしょうけど、そんなに政策提言できるほどのということで、条例化する等々では議会事務局の充実をといったときに、先生は何か大学の利用とかを言われたんで、その辺に関わるのかなという気がするんですけど、どうなんでしょうか。

長谷川知司委員長 皆さんの議論は同じと思うんです。やはり附属機関が必要であれば設置して、意見を聞くってのは大事だと思うんで、これはそのまま残しておくということで別に支障ないですか。（「はい」と呼ぶ者あり）評価はどうするか。

伊場勇副委員長 評価としては、取組をしてないので、取組なしという評価になると思います。やらない限りは。

長谷川知司委員長 じゃあ、次23条に行きましょう。

伊場勇副委員長 第23条、議会広聴の充実。「議会は多様な広聴手段を活用することにより、市民の意見を把握し、市政に反映させるため、議会広聴活動に努めます。」。この条文に対して、達成したという方からの意見は、①モニター制度をもう少し充実強化すべきである。例として、特定のモニターからの意見が固定化されている。また、ある程度達成したという方からの意見は、①その他の広聴手段の模索が必要。②議会報告会が広報、広聴活動になっているが、議会が出向いての広聴活動については協議中である。また、まだ不十分であると評価された方からの意見は、①議会カフェに参加しない層に対する広聴手段を検討すべきである。②モニター制度が創設されたが、市民意見の把握は不十分。③多様な広聴手段が活用されていない。以上です。

長谷川知司委員長 評価から言いますと、Aが8人、Bが10人、Cが4人で、Dがゼロです。確かに、条文は支障ないと思いますし、それについて我々も努力はしていると思います。ここはいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）評価は、AかBかは案を作ります。じゃあ、第6章に入ります。説明責任を果たす議会です。

伊場勇副委員長 第24条、議会報告会の実施。「議会は市民に対する説明責任を果たすため、議会で行われた審議内容等を説明する議会報告会を年2回以上行います。」。第2項「議会報告会に関することは、別に定めます。」。この条文に対して、達成したという方からの意見として、①審議内容等の説明が不十分であると思う。②議員1人当たり3人以上のルールを守らない議員がいる。③要綱により、年4回の定例会ごとに6会場で報告会を開催しているが、他の活動が抑制されるなど弊害も出ている。④議会報告会は、「議会だより」で事足りることを行っている。議会報告会はやめて、広聴の意味からも「議会だより」の事前報告会ではない、テーマを決めて市民の意見を聞き、政策提案できるような意見交換会を行うのがよい。⑤参加人数増や報告会運営の改善が見られる。以上です。

長谷川知司委員長 皆様の意見が、議会報告会も様々な形、良かれという形で皆様変わってきております。現在、議会カフェという形で島を作っております。それも一つの方法ですが。

宮本政志議員 年2回以上条例で行いますとか、実施要綱はたしか原則毎定例会ごととかね、それぞれ報告会のこともありますし、それから今3人以上のルールってこともあります。例えばこれに関して広聴とか、この後の26条で出てくることは広報とか、やっぱりそれぞれ委員会でもいいし議員間でもいいんで、やっぱり議論の場を設けていただきたいなのを冒頭申し上げたんですが、今は返事されなくてもいいんで、委員長と副委員長で検討していただければと思います。

長谷川知司委員長 条文はこれでいいですか。

藤岡修美議員 報告会を年2回、この年2回というのは、想定されたのは、何をもって年2回ということで想定されたんですか。

河野朋子委員 この条文を作るときに、江藤先生からのアドバイスも受けて、結局、「議会報告会を行います」だったら、やってもやらなくてもいいような条文じゃないですか。やはりそこに何か回数とか、絶対やらなくちゃいけないような文言を入れるべきというような議論をし、アドバイスも頂いて、やはり予算と決算は最低限必要じゃないかという議論がありました。その上で、2回以上というのは条文に必ず入れようということで、当時の特別委員会でこういう条文にしました。予算と決算ということで入れています。

藤岡修美議員 先日、江藤先生の講義の中で、飯田市議会の1年の流れがありました。10月の決算時の議会報告会、その追加の資料で議会報告会を起点とした政策づくりの流れということで、この辺はどうなんですかね、議論に値するんですか、流れとして。

宮本政志議員 さっき「条例はこれでいいですか」っておっしゃいましたけど、この中に、年4回6会場で開催しているが、もう弊害も出ているからやめたほうがいいという意見が出ているわけですよ、否定的な意見が。だから、この場でこの条例は変えませんが、つまり年2回以上行います、これでこのままですってしてしまうと、もし、これで委員長と副委員長が、ここに関しては、広聴でちょっと議論してくださいってことで、もしこれが否定的になった場合は、条例を変えないといけないわけでしょう。それも踏まえると、今委員長がこの場で「この条例はこのままでいいですか」って言うのは、ちょっと今回答しにくいなっているのがあります。

長谷川知司委員長 ③の「年4回の定例会ごとに6会場」ということ自体が弊害なのか、あるいは回数が多過ぎることが弊害なのか、様々なちよつと考え方があります。どうでしょうか。24条は保留で、広聴委員会なりに、（発言する者あり）保留はできんか。

河野朋子委員 議運で議会基本条例の検証をやるってなっているのです、そうやって下請に出すのはいかがかと。最低限、条文に対しての責任はある程度ここできちつとやって、後の要綱とか運用とか細かいことに関しては、現実的に担当しているところでやっていただくと。しっかり議論は必要ですけど、条文のところまでそこが影響するよとなると、この委員会自体の役割が少しずれてくると思います。そこは、きちんとしていただいたほうがいいかなと思いますけど、どうですか。

岡山明議員 基本条例に対しての問題ですよ。私も何回も一般質問では条例以外の話になると言われた。ここの部分は、条例は年2回となっていて、それを変わるかどうかという部分が、まずそれをして、もしそれ以降の話になるんなら、その辺の話も出てくるんだと思います。条例の問題になるのか要綱の問題になるのか、振り分けじゃないけど、その辺はやっぱりちゃんと、今回は条例の検証なんだということで、条例だけに該当するかどうかを検討していくべきじゃないかと思ったんですけどね。

伊場勇副委員長 条例どおり実施しているなと思いますが、参加者が少し固定化されているところは、少し疑問を感じるころではあります。そこで、やり方として、実施要綱にいろいろ書かれている6会場で開催しますだとか、そういうところはまた要綱の改定とか改正については、広聴委員会等でやるべきだと思っておりますが、この条例については、達成したという意見も多いですし、私もそう思っております。以上です。

長谷川知司委員長 副委員長が言いましたように、第24条はこのままということで、達成していると。

山田伸幸議員　これは、制定に関わった当時、何か一番けんけんがくがく、やったところだというのを覚えています。特に、回数については1回でいいんじゃないかという意見もあったし、中には4回というのがぽろっと出て、それに対して否定的な意見もあったんです。だけど、もう全員が4回やろうと収束していったんですよね。そして、条例に落とし込むときは、年2回以上、予算と決算についてはきちんとやるべきだということで落ち着いたんですけど、当時の議論というのは、もう本当によその市議会がやっているのを実際に見に行っ、参考にした上で決定したということをよく御承知いただきたいと思います。

長谷川知司委員長　山田議員の熱い思いも分かりますが、一応条例についてはこのままということで、実施したということでもいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次に、25条に行きます。

伊場勇副委員長　第25条、情報の公開。「議会及び議員は、市民への情報提供等を図るため次の各号に掲げる事項について公開します。」。(1) 本会議会議録、(2) 委員会記録、(3) 全員協議会記録、(4) 委員会報告書、(5) 視察報告書、(6) 議長交際費、(7) 政務活動費、(8) 議会スケジュール、(9) その他議長が必要と認めたもの。この条文について、達成したという方からの意見として、①市民が知りたい情報は、インターネットを含め常時公開している。また、ある程度達成したという方からの意見として、①(5) 視察報告書については、市民側から解読できるのか、要点筆記だけでは限界がある。工夫が必要と思う。以上です。

長谷川知司委員長　副委員長が言いましたが、一応25条については、このままで達成しているという判断でいいですか。

高松秀樹委員　事務局に聞くんですが、これ以外に公開しているものってあるんですか、記録等で。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 記録以外では、委員会の中継などがこれに当たるでしょうか。

長谷川知司委員長 報告書をアップしていますよね。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 こちらに書かれているものは全てアップしております。（発言する者あり）その他で何かあるかということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）例えば、モニターの意見といったものも公開しております。（「その他、何か進んで出しているのがあるかってこと」と呼ぶ者あり）その他、議案や委員会での参考資料等もアップしております。

岡山明議員 市民懇談会も出ているんじゃないですか。出ていないですか。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 市民懇談会の報告書もホームページにアップしております。様々なものをアップしておりますので、該当するものとしてはいろいろあるかと思います。

長谷川知司委員長 次に行っていいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）26条に行きましょう。

伊場勇副委員長 第26条、議会広報の充実。「議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、分かりやすく情報を提供します。」。第2項「議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めます。」。この条文に対して、ある程度達成したという方からの意見として、①新たな広報手段を考えるべき。②議会としては、議会だよりや議会報告会等により、現状でき得る範囲での広報活動をしているが、市民の関心は薄い。③もう少しカラー紙面にするべきだと思うが。（例）

議員からの提供写真は白黒でよく分からない。Cのまだ不十分であるという方からの意見として、①議会だより以外の広報媒体について検討すべきである。キッズページを設けるなどホームページの充実も必要である。②さらなる議会広報活動が必要である。③「The市議会」を発行しているが、市民の認知が不十分であり、議会の努力が必要。用語がまだ難しい。④多様な広報手段が活用されていない。以上です。

長谷川知司委員長 第26条について何かありますか。一応、条例としてはこれでいいと思います。それで、先ほど宮本議員も言われましたように、第24条、第26条を含め、広聴と広報の両特別委員会で、要綱等についてはもう1回、この意見記述欄を見てやっていただければいいかなと思います。条例自体はこれでいいかなと思います。

伊場勇副委員長 今フェイスブックも活用してやられていると思うんです。「いいね」が多いからいいってわけじゃないんですけど、閲覧数などから、事務局はどういう見解を持たれているのでしょうか。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 なかなか更新もできておりませんが、フェイスブックについては、登録者が350人から400人程度だったと思います。以前であれば、議員の方が拡散していただけることも多々ありましたのでリーチも伸びておりましたが、最近はそれもちよっとあまりないようで、閲覧も伸びておりません。これについては、魅力的なフェイスブックにはできていないのかなというのがちょっと反省点です。

山田伸幸議員 広報の委員長をさせていただいておりますけれど、今、時代は、どうもフェイスブックではなくなっているんですね。特に、若い人なんかツイッターとかインスタグラムになっている。そういった多様なことも、広報で検討していかなくちゃいけないかなと思っています。

長谷川知司委員長 ほかはありませんか。一応、ここについての評価は、Aと

Bがありますが、Bで行きますね。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）
一応、今日予定していた第6章まで行きましたが、ほかに何か皆さんからありますか。

石田議会事務局次長 25条の評価は、Aでよろしいですか。

長谷川知司委員長 Aでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今日の委員会の付議事項1、基本条例の検証についてはこれで終わります。それでは、ここで10分間休憩して、35分から再開します。どうもお疲れ様でした。

午前11時25分 休憩

午前11時38分 再開

長谷川知司委員長 では、休憩を解きまして委員会を再開します。付議事項2、12月定例会日程案について。事務局からお願いします。

中村議会事務局議事係長 資料1、次第書の裏になります。9月定例会中の議運で12月定例会の日程案をお示ししました。その日程が資料1の左側、当初日程というところになります。変更案というのがその右に書いてありますが、備考のところを書いてありますように、人事院勧告に基づく議案等が出てくると予想されております。議決日等をいろいろ考えると、ぎりぎりに議案の配布等のおそれも出てくる可能性もあるということから、執行部と調整をしまして、12月定例会の日程を前倒しにさせていただけないかという提案です。この日程を御覧になっていただければ分かると思いますが、全体を約1週間、招集告示を上げさせていただくというところがまず変更点です。それに伴って全部、一般質問締切り、議運の日程が上がってきます。そして、主だった変更点は、全議案の上程が、当初が12月2日であったところを11月25日にさせていただい

て、1日休会を挟んですぐ11月27日に、まず人勧に係る議案のみの採決まで、議案が出てくればここで採決させていただきたいと。それが終わり次第、委員会、委員会予備日、一般質問の5日間の日程等はそのまま全部繰り上げて、本会議最終日を当初予定の12月18日から12月15日に変更させていただいて、11月27日に議決していない人勧以外の議案の採決を12月15日で行えたらという日程変更案をお示ししております。以上です。

長谷川知司委員長 ただいま、事務局から説明がありました。告示日を1週間ほど早くしたいということですが、この変更案について何か意見ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）一応、この変更案どおりに決定ということでもいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、それで行きます。3、その他。事務局から何かありますか。

中村議会事務局議事係長 こちらからは特にありませんが、この時期になると市議会モニターの方からの意見が出てきたら、議運で議論していかないといけなくなりますので、またそこをちょっと委員長から日程をお示しいただきたいです。今は基本条例等でちょっと日程が過密になっておりますので、その辺りちょっと示していただけたらと思います。

長谷川知司委員長 今、事務局からありましたように、市議会モニターからの意見ということは当然出てまいりますし、それについて議運でも検討しないといけないところが多々ありますので、これについては、定例会の議運を11月20日に行う予定ですので、そのときにモニターの意見も皆さんでまた協議したいと思います。当然、基本条例の検証もありますので、ちょっと大変ですが御協力よろしくお願ひします。ほか、皆さんから意見はありますか。副議長、よろしいですか。

矢田松夫副議長 新装開店でなくて改修を終えて12月議会から本会議場でやるんだけど、議事進行に対する違いがあるんかね、議場内の中で。議会

運営に対する変わったところがあるんかね。改修前と同じですか。支障は別にないんよね。例えば、コロナの問題とか議会運営上とか、いろいろ今までどおりということでもいいんですかね。

尾山議会事務局長 コロナの関係は、今月の7日に議員席と執行部席の机と椅子が入りましたので、できたら後ほど見ていただきたいなと思っております。そこに飛沫感染防止のために、透明樹脂の亚克力板を設置したいんですが、机を設置して寸法を見てみないとちょっと作りづらいということがあったんです。これから総務課で発注されると思いますが、作成に時間が掛かるようで、12月定例会にはちょっと間に合わないということです。12月定例会については既製品を置いて、ちょっと寸法がぴしゃりと合わないんですけど、それでしのぎたいなと思っています。何ら対策をしないということではありません。それとあと、これを三つ買いました。（「サーキュレーターですね」と呼ぶ者あり）すごく風が静かで、フルで回しても…（風の音）届きましたか。感じませんか、風。感じましたか。感じないですか。感じてもらわないといけないけど、これを3台置きますので、そういったことでやらせていただきたいということです。運びについては何も変わることはありません、議長が運ばれる手順については。それと、今日の読売新聞に出ていたんですけど、衆議院が、以前登壇したときにマスクを外してよいと。登壇席から議席までの距離が十分確保されているから、マスクを外して発言されていいって言われていたけど、今回、やはりマスクは着用すべきだということで、改めたという記事が出ていましたので、その辺りをどうされるかということとはちょっと事務局で気になっています。マスクを外されたことによって、人が入れ替わる度にマイク自体を消毒しておられるんですよ。触りますよね、自分の口の位置に持って行くとき触るじゃないですか。もうその都度、事務局の職員が消毒しなくちゃいけない手間が入っているようです。感染者が増えてきたということから、マスクの再着用の徹底を、と衆議院が改められているので、亚克力板を設置しますが、どうされるかは決めておかれたほうがいいのかと思います。

長谷川知司委員長 今までどおりマスクを着用ということで、別にいいですかね。(「はい」と呼ぶ者あり)副議長、それでいいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)ほか、皆さんからありませんか。

高松秀樹委員 局長が言われたように、マイクの消毒もすると新聞に書いてあったんですけど、例えば一般質問は途中休憩がありますよね。その間、ちょっとお手間でしようけど、マイクの消毒をしてほしいなという気がしています。

尾山議会事務局長 あと、消毒の液を置いておいたほうがいいのかなと思って。質問者席に行かれたときに消毒されて、降りられるときにまた消毒されたいかがかなと思います。

長谷川知司委員長 ほかはいですか。(「なし」と呼ぶ者あり)では、これで第47回議会運営委員会を終了します。どうもお疲れ様でした。

午前11時47分 散会

令和2年(2020年)11月11日

議会運営委員長 長谷川 知 司